

【留学生対象】

新規入国・再入国の学生に対するPCR検査と海外旅行保険契約の要請について

10月30日、外務省は、以下の9か国・地域について感染症危険情報のレベル3からレベル2への引き下げが行われました。

(アジア) 韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国（香港、マカオ含む）、ブルネイ、ベトナム
(大洋州) オーストラリア、ニュージーランド

これに伴い、これらの国々からの入国者に対しては、①これまで必要であった入国時のPCR検査と、②出国前72時間以内に受けたPCR検査の検査証明を入国時に提出することが不要となりました（添付ファイルのコピーをご参照ください）。

ただし、大学では安全上の配慮から引き続き新規入国者・再入国者に対して下記の2点を求めます。各自、とり忘れないよう注意してください。

1) 出国前72時間以内のPCR検査陰性証明書を必ず提出すること。

(必ず事前<出国前>にデータで提出してください。証明書原本は入国後に事務局で回収します。)

2) 出国前に必ず海外旅行保険（1か月程度）に加入すること。

(国民健康保険が住民登録終了後からしか適用できませんので、自己隔離期間を含め、住民登録をするまでの間のリスク（病気、ケガ）に備えるためですので、必ず加入すること。)

なお、日本へ入国の際は必ず担当教員へ入国及び入国後のスケジュールを連絡してください。

ご協力を何卒よろしくお願いいたします。